第５号様式

特　記　仕　様　書

特　記　事　項
1. 本工事は、市内各指定避難所に災害時等には応急給水所として使用できる非常用給水栓
を設置するものである。
2. 特殊作業員の労務単価について
「令和８年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について（通知）」（令和８年
６月 25 日付け国水水第 83 号）により、「特殊作業員の労務単価が配管工の労務単価
を下回る場合は、配管工の労務単価と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算す
るものとする。」とあり、下松市もこれに該当する。
本工事は「特殊作業員加算あり（配管工と同額）」にて積算しているため注意すること。